

草津市協働のまちづくり推進計画

みんなでつくる 協働のまち草津

～多様な主体が草津の力に～



草津市

平成27年3月
(平成30年3月改訂)

はじめに



近年、少子高齢化の進行やライフスタイルの変化などを背景として、社会情勢が大きく変化する中で、地域の課題も複雑・多様化しています。

また、地方分権の進展により国と地方の役割が明確化され、地方自治体においては、地域の実情に沿った自治体運営と地域全体で将来にわたってまちを継続・発展させる仕組みの構築が求められるようになりました。

このような中、本市においては、まちづくり協議会や町内会による地域活動、NPOやボランティア団体による市民公益活動も盛んに行われ、市民の「自分たちの地域は自分たちでつくる」「まちづくり活動に積極的に関わりたい」という協働によるまちづくりの気運が高まってきております。

こうした時代の流れや市民の方々の気運のもと、本市では、協働のまちづくりをさらに推進するため、協働の理念やまちづくりにおける各主体の役割等を定めた「草津市協働のまちづくり条例」を平成26年7月に施行し、同条例を具現化し、実効性を担保するために平成27年3月に本計画を策定しました。

本計画は、平成27年度から平成31年度までの計画ですが、市政を取り巻く様々な環境の変化や本市の現状を踏まえ、今年度、各分野における取組の見直しを行いました。

地域や世代を越え、私たちそれぞれが互いに力を合わせ、地域の課題を解決する協働の理念のもとに、誰もが安心して暮らすことのできる、ずっと「住み続けたいまち」を目指して、ともに力を合わせまちづくりを進めましょう。

結びに、本計画の中間見直しにあたり、貴重な御意見や御提案をいただいた市民の皆様、御審議いただきました草津市協働のまちづくり・市民参加推進評価委員会の皆様にご感謝申し上げますとともに、今後の市民協働の推進に向けて一層の御支援と御協力を心からお願い申し上げます。

平成30年3月

草津市長 橋川 渉

目 次

第1章 計画の概要

- 1 基本的事項 P 1
- 2 基本的な考え方 P 3

第2章 協働のまちづくりの現状と課題

- 1 協働のまちづくりの背景 P 8
- 2 まちづくりにおける各主体の現状と課題 P 9
- 3 今後の取組 P 15

第3章 協働推進のための施策展開

- 1 施策体系 P 16
- 2 期待される取組 P 19
- 3 市の具体的施策 P 27

第4章 計画の推進にあたって

- 1 計画の推進体制の整備 P 33
- 2 計画の進捗管理 P 33

資料編

- 1 委員名簿 P 34
- 2 中間見直しの経過 P 34
- 3 用語解説 P 35

第1章 計画の概要

1. 基本的事項

(1) 計画策定の趣旨

従来、公共公益的な活動・サービスは、その多くを行政が担ってきました。しかしながら、近年の少子高齢化の進行や人々のライフスタイルの変化、価値観の多様化等により、地域の課題も複雑・多様化し、行政が単独で解決することが困難となってきています。

一方、従来から各学区での地域活動やNPO・ボランティア団体による市民公益活動が盛んに行われており、これまで行政が対応しにくかった公共公益的な役割を担うことも多くなってきています。

本市では、こうした状況を踏まえ、様々な地域づくり、市民公益活動の展開により、市民と行政がそれぞれの役割と責任を分担し、相互に連携・協力してまちづくりを進める協働型社会を目指してきました。

本計画は、こうした協働のまちづくりをさらに推進するため、平成26年7月に施行した「草津市協働のまちづくり条例」を具現化し、実効性を担保するために策定するものです。

(2) 計画の位置づけ

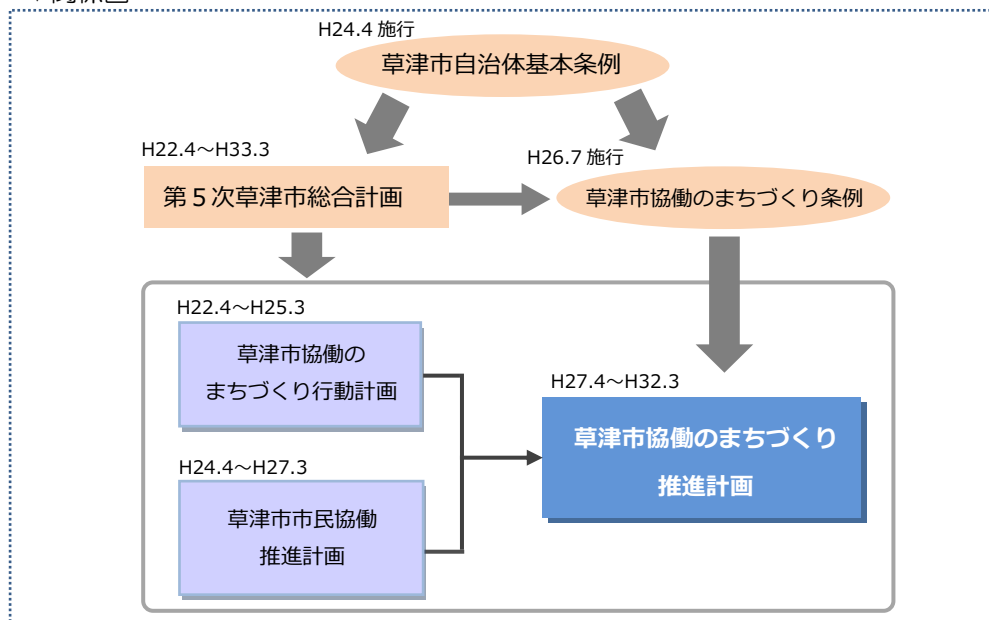
市政運営の基本原則を定めた「草津市自治体基本条例」においては、まちづくりにおける協働について定めており、協働の取組をさらに進めるため「草津市協働のまちづくり条例」を施行しました。

また、本市の最上位計画である「第5次草津市総合計画※」では、まちづくりを担う各主体が責任と役割を分担することとしており、住民自治に関する協働のあり方を示した「草津市協働のまちづくり行動計画」や市民公益活動を推進する「草津市市民協働推進計画」をこれまでに策定してきました。

本計画は、草津市協働のまちづくり条例第24条の規定に基づき、協働によるまちづくりを総合的かつ計画的に進めるため、先の2つの計画を踏襲・発展した計画として位置づけるものです。

※がついている用語は、P35からの「用語解説」をご覧ください。

▼関係図



(3) 計画の期間

計画期間は平成27年度から平成31年度までの5年間としますが、策定後の社会情勢の変化や事業の進捗状況等を踏まえ、中間年度である平成29年度に、見直しを行うものです。

▼スケジュール

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
草津市協働のまちづくり条例	平成26年7月施行（一部平成26年4月施行）					
草津市協働のまちづくり推進計画	策定	実施（平成27年度～平成31年度） 平成29年度見直し実施				

2. 基本的な考え方

(1) 用語の定義

草津市協働のまちづくり条例第2条

項目	内容
協働	共通の目的を実現するために、市民と市民が、または市民と市が責任および役割を分担し、相互の信頼および理解のもと、互いの特性および能力を持ち寄って連携し、および協力することで、単独で取り組むよりも大きな成果が期待される取組をいいます。
市民	市内に居住し、通勤し、もしくは通学する者、市内で活動する団体または市内で事業を営む者をいいます。
まちづくり協議会	基礎的コミュニティ等を中心とし、概ね小学校区を範囲として設置される区域を代表する総合的な自治組織であって、市長が認定したものをいいます。
基礎的コミュニティ	町内会、自治会その他の地縁に基づいて形成された自治組織をいいます。
市民公益活動団体	不特定多数のものの利益の増進に寄与することを目的とし、特定の課題解決に向けて自発的かつ自主的に活動を行う営利を目的としない団体をいいます。
教育機関	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学その他の学校および同法第124条に規定する専修学校をいいます。
中間支援組織	まちづくりを活性化させるために必要な支援を行うとともに、市民と市民または市民と市の間にとって協働によるまちづくりを推進する組織をいいます。
市	議会、市長およびその他の執行機関を含めた地方公共団体としての草津市をいいます。

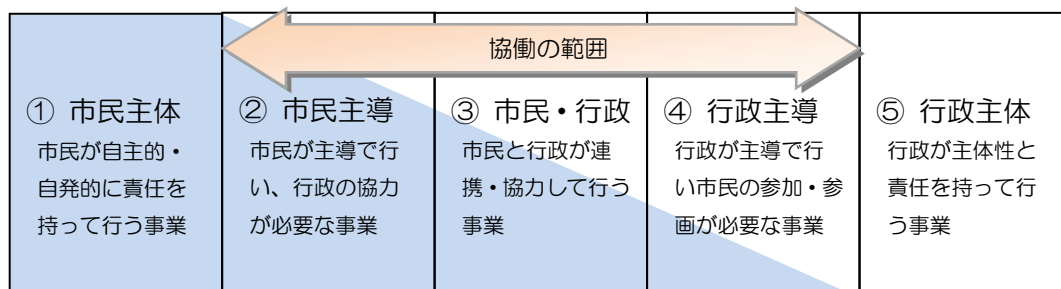
◎「市民」には、「まちづくり協議会」「基礎的コミュニティ」「市民公益活動団体」「教育機関」「中間支援組織」も含まれます。

(2) 市民と行政の協働の領域

下図のように、まちづくりの範囲は「①市民主体」から「⑤行政主体」まで考えられますが、このうち重なり合う「②市民主導」から「④行政主導」までが市民と行政の協働の範囲の基本となります。ここでは、わかりやすいように「市民」と「行政」の協働のイメージを掲載しています。

▼「市民」と「行政」の協働の領域

(山岡義典氏「時代が動くとき—社会の変革とNPOの可能性」(ぎょうせい)を一部加工し掲載しています。)



◎「市民」「まちづくり協議会」「基礎的コミュニティ」「市民公益活動団体」「教育機関」をまとめて「市民」と表示し、市長およびその他の執行機関を「行政」としています。



(3) 協働の基本原則

協働に取り組む各主体が、パートナーとしての関係を構築し、協働の効果をより高め、相乗効果を発揮していくためには、草津市協働のまちづくり条例で定めた以下の7つの原則を理解し守りながら、取組を進めることが重要となります。

草津市協働のまちづくり条例第3条

【7つの基本原則】

① 対等の原則

対等な横の関係を保ちながら、お互いをパートナーとして尊重し、取組を進めることが大切です。

② 自主・自立の原則

それぞれが、自己決定、自己責任のもとで活動し、パートナーの自主性を妨げないようにすることが大切です。また、お互いを尊重しながらも依存することなく、自立した関係を保つことも大切です。

③ 相互理解の原則

お互いの立場や特性の違いを十分理解した上で、それぞれの果たすべき役割、責任分担等を明確にし、より良い協働関係を構築することが大切です。

④ 共有の原則

何のために協働するのか、事業の到達点はどこかということ、事前に確認し合い、情報を共有し協力関係を結んでいくことが大切です。

⑤ 公開の原則

協働事業の過程および成果について透明性を確保するため、広く情報公開を行うことが大切です。

⑥ 評価の原則

協働事業の過程や成果について、相互に評価・検証を行い、相互が理解したうえでより良い協働関係を築き、次へのステップアップにつなげることが大切です。

⑦ 相互変革の原則

協働は、従来よりも良い進め方や考え方があれば、両者とも柔軟に対応していくことが必要です。協働の過程を通じてパートナー同士が共に学び、共に変わり、共に成長していく姿勢および意識を持つことが大切です。

○●協働によるまちづくりの事例●○

市民と市が協働で次のような取組を行っています。

事例① 学区別防犯マップ作成事業

協働の組み合わせ

まちづくり協議会

×

市



概要	効果的に防犯活動を行うために、まちづくり協議会と市が協働で、地域住民とともに自分たちのまちの犯罪に強いところ、弱いところを点検して歩き、学区ごとに防犯マップを作成し、子どもたちの安全・安心を見守る取組を行いました。	
役割	まちづくり協議会	市
	<ul style="list-style-type: none"> 関係団体や子どもたちの動員 現地調査（まち歩き） 調査結果取りまとめ 	<ul style="list-style-type: none"> マップ作りに関するノウハウの提供 犯罪情報の提供 マップ作成予算の確保
協働の成果	関係団体や子どもたちが集い、共に地域の防犯について主体的に取り組むことで、地域の防犯体制の強化や意識の向上につながりました。	

事例② 町内会加入促進事業

協働の組み合わせ

基礎的コミュニティ

×

市



概要	町内会の役割や重要性を認識してもらい、町内会の加入促進を目的として、市で啓発チラシや物品の作成を行い、町内会やまちづくり協議会と協働し啓発活動を行いました。	
役割	基礎的コミュニティ	市
	<ul style="list-style-type: none"> 啓発物品等による地域住民への声かけや啓発 地域の行事での活用 	<ul style="list-style-type: none"> 啓発チラシの作成 啓発物品の作成 予算の確保
協働の成果	町内会に関心を持ち、理解してもらうために、チラシ等により協働で啓発活動を行うことで、より効果的にアピールすることができました。	

事例③ 認知症カフェなごみ

協働の組み合わせ

市民公益活動団体

×

市



概要	認知症サポーターに対する講座として、医師や介護経験者、先進地の職員など様々な関係者を講師に招き認知症への理解や地域での活動について学びました。また、認知症のご本人やご家族が安心して過ごせる居場所、介護者が相談できる場づくり等を行いました。	
役割	市民公益活動団体	市
	<ul style="list-style-type: none"> ・講師の調整 ・啓発物の作成 ・カフェの準備 ・カフェの運営 ・周知活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・開催場所の調整 ・サポーターの掘り起し ・サポーターへの参加勧奨 ・周知活動
協働の成果	毎回様々な企画や講師を調整していただき、サポーター、ご本人やご家族ともに認知症を理解し楽しめる場となっていました。本事業を通して、地域の中に意欲のあるボランティアの方が多くいることを知ることができました。	



第2章 協働のまちづくりの現状と課題

1. 協働のまちづくりの背景

(1) 地方分権の進展

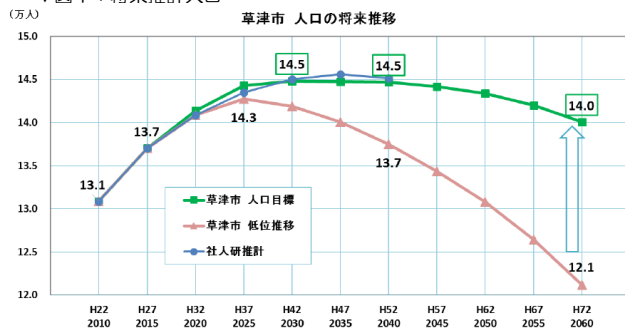
地方分権の進展により、地方自治体には、画一的な市政運営ではなく、自らの責任と判断で地方の実情に沿った自治行政を行うことが求められています。まちの進路が地方自治体の意思に委ねられるという転換期にあたり、地域の事情をよく知り、地域に愛着を持つ市民の皆さんの意見やアイデアが活かされ、市民と市が対話をしながら決定し、行動するまちづくりが必要とされています。

(2) 少子高齢化の進行

本市は、全国的に人口減少が進む中であっても、転入超過による社会増が続いています。一方で、未婚率が高い、出生率が低いという都会的な特徴も抱えています。現状の出生率が続けば人口の維持が困難であることに加え、従来ほどの社会増も見込めないため、将来的に本市でも人口減少に直面することが予測されています。(図1) また、高齢化率(総人口に占める65歳以上の人口の割合)についても徐々に上昇していくことが予測されます。(図2)

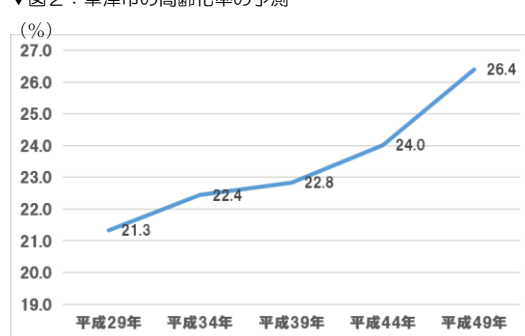
このような人口の変化は、社会保障のあり方にも影響し、これまで同様の市民サービスを維持していくことが困難となることも予想されています。

▼図1：将来推計人口



資料：草津市人口ビジョン

▼図2：草津市の高齢化率の予測



資料：草津市推計

(3) 市民ニーズの多様化

人々のライフスタイルや価値観の多様化、地域社会におけるコミュニティの希薄化等を背景とし、多様化する市民ニーズの全てに市が対応することは、限られた人材と行政コストの観点から困難となってきています。このような複雑化した地域の課題を解決するためには、市と市民が協働の取組により、解決にあたることが不可欠になります。

2. まちづくりにおける各主体の現状と課題

計画の推進にあたっては、まちづくりにおける各主体がそれぞれの役割と責任を分担し、互いに力を合わせて協働のまちづくりを推進していくことが大切です。ここでは、各主体の現状と課題について整理します。

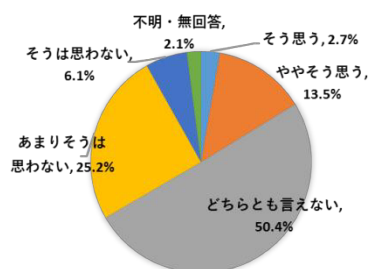
(1) 市と市民の現状と課題

本市では、第5次草津市総合計画に基づき、市民との協働事業を推進し、協働のまちづくりに参画いただける仕組みづくりを進めてきました。しかし、平成28年度に実施した「草津市のまちづくりについての市民意識調査」では、市民主役のまちづくりが進んでいると思われる方の割合は16.2%に留まっています。(図3)

今後、住み良いまちを築いていくために、地域住民においては他人事になりがちな地域づくりを「我が事」として捉え、他人や地域のことに関心を持ち、行動していくことが求められます。市においては、地域づくりの取組の支援と、公的な福祉サービスへのつなぎを含めた「丸ごと」の総合支援の体制づくりが求められます。このように、地域の住民それぞれが役割を持ち、自分らしく活躍できる地域コミュニティを通じて、多様な主体が協働する「地域共生社会*」を実現する必要があります。

現在、市は、まちづくりの主体である「市民」「まちづくり協議会」「基礎的コミュニティ」「市民公益活動団体」「教育機関」「中間支援組織」と連携・協力するため、まちづくり活動の情報を積極的に発信するほか、市民がより活動しやすい環境を整備するため、コミュニティ活動の拠点となる(仮称)市民総合交流センターの整備事業を進めています。しかし、協働のまちづくりを推進するため、市は各主体の取組をより積極的に支援する必要があります。

▼図3：平成28年度草津市のまちづくりについての市民意識調査
「市民主役のまちづくりが進んでいると思われますか。」



資料：企画調整課

① 協働のまちづくりを推進するためのポイント

【市民】

- ・ 地域活動への参加
- ・ 市民公益活動の推進

【市】

- ・ 市民が活動しやすい環境整備
- ・ まちづくり活動の支援、資金助成
- ・ 中間支援組織の活用
- ・ 「地域共生社会」の構築
- ・ まちづくり情報の提供
- ・ 協働事業の推進
- ・ 人材育成事業の展開

(2) まちづくり協議会の現状と課題

まちづくり協議会は、「自分たちの地域は自分たちでつくる」という考えのもと、地域の課題を解決するための取組や、それぞれの地域の特性を生かした地域主体のまちづくりを目指した取組を行う住民主体の自治組織であり、平成22年から平成24年にかけて市内全学区で設立され、自主的・計画的にまちづくりを進められています。

市では「草津市協働のまちづくり条例」第11条に基づき区域を代表する総合的な自治組織として、平成26年8月に13学区のまちづくり協議会を認定し、平成28年には老上西学区まちづくり協議会が設立され、現在14学区のまちづくり協議会を認定しています。また、平成29年度から、13学区において地域まちづくりセンターの指定管理を導入しました。まちづくり協議会は、自分たちの地域をより住み良い地域とするために、地域の現状や課題、目指すべき将来像を掲げ、課題解決に向けた取組を計画的に行うための「地域まちづくり計画」を策定し、この実現に向けた地域づくりが進められており、市のパートナーとして協働によるまちづくりの展開が図られています。

今後、地域まちづくりセンターを拠点に、施設管理と併せて、より一層、地域の実情に合った柔軟な対応や地域の特性を生かした地域主体のまちづくりの更なる展開が必要とされています。

一方、役員のなり手不足や固定化により、役員の負担感が增大していることから、新たなまちづくりの担い手の確保が急務となっています。

▼図4：まちづくり協議会の設立状況

学区	組織名	設立年月日
志津	志津まちづくり協議会	平成23年12月17日
志津南	志津南学区まちづくり協議会	平成24年4月1日
草津	草津学区ひと・まちいきいき協議会	平成22年11月3日
大路	大路区まちづくり協議会	平成24年2月4日
渋川	渋川学区まちづくり協議会	平成24年12月2日
矢倉	矢倉学区未来のまち協議会	平成24年1月22日
老上	老上学区まちづくり協議会	平成24年2月5日
老上西	老上西学区まちづくり協議会	平成28年4月1日
玉川	玉川学区まちづくり協議会	平成24年2月3日
南笠東	南笠東学区まちづくり協議会	平成23年6月4日
山田	山田学区まちづくり協議会	平成24年3月24日
笠縫	笠縫学区まちづくり協議会	平成24年1月28日
笠縫東	笠縫東学区まちづくり協議会	平成24年11月24日
常盤	人と地域が輝く常盤協議会	平成24年1月28日

❗ 協働のまちづくりを推進するためのポイント

- ・ 地域まちづくり計画に基づくまちづくりの展開
- ・ 市のパートナーとしての協働のまちづくりの展開
- ・ 地域活動参加のきっかけづくり

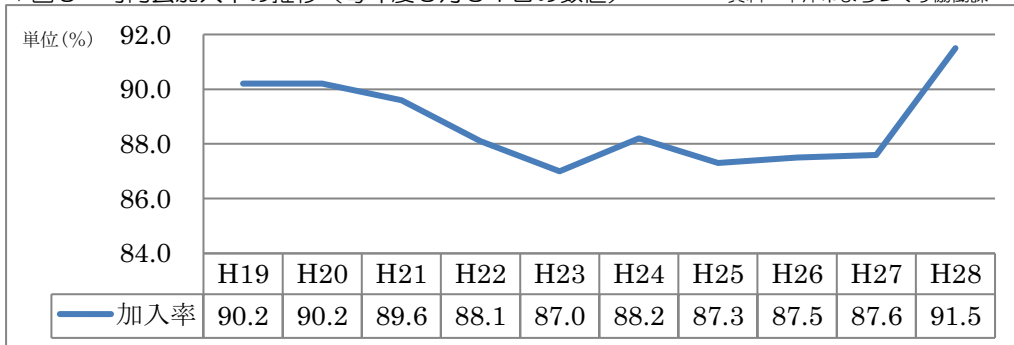
(3) 基礎的コミュニティの現状と課題

基礎的コミュニティには、地域での環境美化活動や地域住民相互のふれあいを深める催しを実施することで、町内会活動の活性化に取り組んでいただいています。市内には、219の町内会等（平成29年4月現在）があり、平成28年度では加入率が91.5%（図5）となっていますが、基礎的コミュニティの活性化について満足している市民は14.9%（図6）と少なく、基礎的コミュニティの空洞化が懸念されています。これは、住民の価値観の多様化や共働き世帯や1人暮らし世帯の増加、駅周辺におけるアパートやマンション、新たな分譲宅地の増加により、地域活動への参加意識が高まりにくい状況にあり、地域コミュニティの希薄化が進行している現れでもあります。

また、地域によっては、少子高齢化の進行等により、役員のなり手不足や固定化についても懸念されています。役員のなり手不足や固定化は、役員の負担感を増大させ、それが新しい担い手のまちづくりへの参加の障壁となる悪循環に繋がっています。また、負担感の増大は、町内会活動の停滞につながり、それにより基礎的コミュニティの衰退という問題が懸念されます。基礎的コミュニティがうまく機能しないことにより、隣近所に住む人たちがお互いに助け合う関係を築くことが困難になるだけでなく、災害時等のいざという時に助け合う仕組みが構築できないといった問題が考えられます。

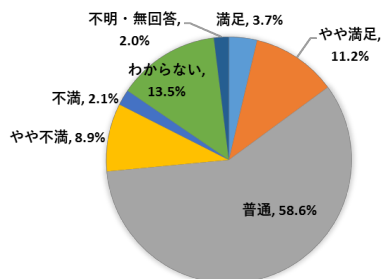
▼図5：町内会加入率の推移（毎年度3月31日の数値）

資料：草津市まちづくり協働課



▼図6：平成28年度草津市のまちづくりについての市民意識調査

「基礎的コミュニティの活性化」について満足されていますか？



資料：企画調整課

❗ 協働のまちづくりを推進するためのポイント

- ・町内会活動などの活性化
- ・町内会活動の意義啓発

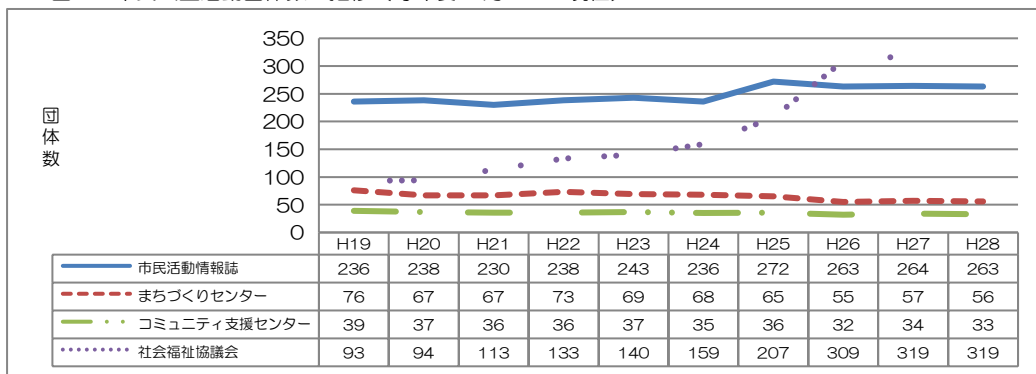
(4) 市民公益活動団体の現状と課題

市民公益活動団体には、自主事業や協働事業の実施、団体間同士の連携を通じて市民公益活動の展開をしていただいています。また、ホームページやSNSを活用した情報の発信を行うことで、団体活動情報の発信に取り組まれている中、市民公益活動団体数は、計画策定時からほぼ横ばいですが、10年前に比べると大幅に増加しており、福祉や環境、防災等、多様な分野で活動が繰り広げられています。しかしながら、多くの団体では、活動資金や活動場所の確保に苦慮するとともに、担い手の固定化という課題を抱えています。(図7、図8)

複雑・多様化した地域課題を解決していくためには、様々な市民公益活動団体がある特性を生かして活動するとともに、他の主体と連携し、相乗効果を発揮してまちづくりを行うことが重要です。

また、市民から理解や参加を得るため、広く情報を発信し、透明性を確保するとともに、活動意欲の醸成を図ることが求められています。

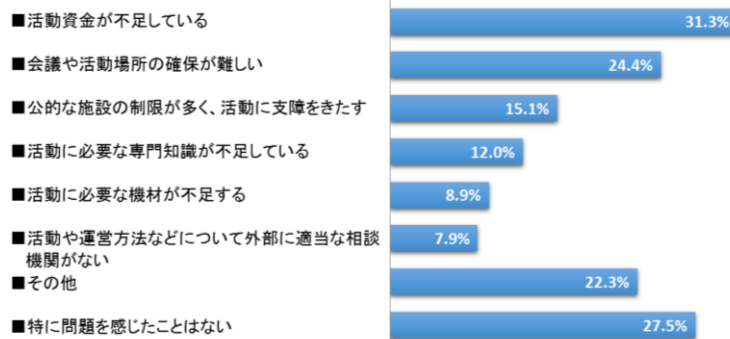
▼図7：市民公益活動団体数の推移（毎年度3月31日現在）



- 市民活動情報誌：(公財)草津市コミュニティ事業団が発行する市民活動情報誌に掲載されている団体数
- まちづくりセンター：市立まちづくりセンターに登録されている団体数
- コミュニティ支援センター：草津コミュニティ支援センターに登録されている団体数
- 社会福祉協議会：草津市社会福祉協議会に登録されているボランティア団体数

資料：草津市まちづくり協働課

▼図8：平成25年度市民活動団体調査



資料：(公財)草津市コミュニティ事業団

① 協働のまちづくりを推進するためのポイント

- ・市民公益活動の展開
- ・団体活動情報の発信

(5) 教育機関の現状と課題

教育機関には、学生等への情報提供や地域と連携した事業実施や、学校スペースの開放を通じて、学校資源の提供に取り組んでいただいています。また、地域課題の研究や審議会等への参画、地域協働校推進事業の実施、コミュニティ・スクール[※]の実施、地域向け講座の実施を通じて、教育・研究を生かした連携に取り組んでいただいています。

市内には幼稚園、小学校、中学校、高等学校、専門学校、大学等の多くの教育機関があります。第5次草津市総合計画の中では、「産学公民との協働によるまちづくりの展開」や、「地域協働校の取組の推進」についても掲げています。

立命館大学をはじめとする大学と市との連携事業では、各種イベントの共催・後援や審議会等委員としての専門知識の提供等により、協働のまちづくりを進めています。また、小・中学校では、地域の方と連携しながら子どもの学習を支援するシステムとして、地域協働校を実施しています。学校・家庭・地域がそれぞれの教育機能を十分に発揮し、互いに協働することにより、子どもが健全に育ち、人が輝く地域づくりを目指して、様々な地域活動に取り組んでいただいています。平成28年度は456もの事業が実施され、延べ20万人を超える方が事業に参加されています。

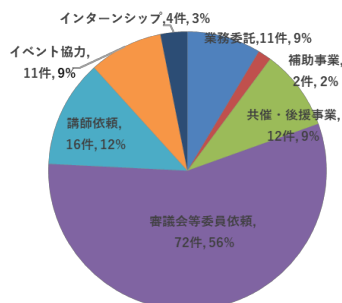
このように、教育機関は様々な人材、物的・知的資源を有し、個性豊かな地域社会の形成の支援や、地域の課題の解決のため積極的なまちづくりのためには欠かせない存在となっており、学校資源の提供や教育、研究を生かした更なる連携が求められます。

▼図9：地域協働校の様子



資料：地域協働校事例集

▼図10：平成28年度提携大学との連携事業内容（合計事業件数128件）



資料：草津未来研究所

※包括協定締結大学

立命館大学（平成15年11月6日）
 滋賀大学（平成22年5月31日）
 成安造形大学（平成22年8月5日）
 京都橘大学（平成26年12月25日）
 滋賀県立大学（平成28年3月30日）
 滋賀医科大学（平成29年3月29日）

① 協働のまちづくりを推進するためのポイント

- 学校資源の提供
- 教育、研究を生かした連携

(6) 中間支援組織の現状と課題

中間支援組織には、団体間の交流促進事業を通じて、市民公益活動団体等の交流促進や、ボランティア講座やコミュニティビジネス講座*を通じた人材育成事業の展開等、自主的なまちづくりに関する支援を行っていただいています。

協働のまちづくりに対し、各主体が抱える課題を効果的に解決し、組織の活動を活性化させるためにも、中間支援組織には団体間のコーディネート、情報発信、相談、人材育成等による支援が求められています。また、自らが持つ中間支援機能を高めるため、中間支援組織同士の連携、協力を行うことが不可欠です。

市は「草津市協働のまちづくり条例」第22条に基づき、協働によるまちづくりを円滑に進めるため、市民と市民または市民と市の間で立って支援する公益財団法人草津市コミュニティ事業団および社会福祉法人草津市社会福祉協議会を中間支援組織として指定しています。同条例では、市は、指定した中間支援組織を積極的に活用するものとしており、今後、中間支援組織の役割は、ますます重要なものとなります。このことから、中間支援組織は体系的に支援策を整え、市と協力しながら協働のまちづくりを推進することが必要です。

◆中間支援組織の指定要件（草津市協働のまちづくり条例施行規則第13条）

- (1) 市民公益活動団体等の交流促進機能を持つこと。
- (2) まちづくりに関する情報の収集および発信機能を持つこと。
- (3) まちづくりに関する相談およびコンサルティング機能を持つこと。
- (4) まちづくりに関する人材育成および研修機能を持つこと。
- (5) まちづくりに関する活動支援および資金助成機能を持つこと。

【公益財団法人草津市コミュニティ事業団】

コミュニティの発展とまちづくりに関する事業を展開するほか、市内のコミュニティ振興事業および公共施設の指定管理の受託を行いながら、中間支援機能を発揮し、まちづくりの中では、市民と市民または市民と市等の間に立って調整、助言、ならびに情報提供などの支援といった役割を担っています。

【社会福祉法人草津市社会福祉協議会】

社会福祉法第109条に「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として規定された公共性と自主性を有する民間組織です。団体自らの活動だけでなく学区の社会福祉協議会や市内のボランティア団体との協働により地域福祉を進めています。また、市民と市民、または市民と市等の間に立って調整、助言、ならびに情報提供などの支援を行い、中間支援機能を発揮します。

❗ 協働のまちづくりを推進するためのポイント

- 市民公益活動団体等の交流促進
- 相談、コンサルティングの実施
- まちづくり活動支援、資金助成
- まちづくり情報の収集、発信
- 人材育成事業の展開
- 中間支援組織同士の連携、協力

3. 今後の取組

計画の中間見直しにあたって、まちづくりにおける各主体の現状と課題を踏まえ、今後も各主体の取組を発展的に推進すると共に、市が新たに取り組むべき事業の展開について整理します。

計画策定から2年間の事業の進捗と各主体の課題を整理した結果、住みよいまちづくりを進めるために、地域の課題は自分たちで解決するという、まちづくりに対する市民の意識の醸成がより重要であると考えられます。

例えば、地域コミュニティ、テーマコミュニティを問わず、まちづくりの担い手の高齢化、固定化が問題となっており、新しいまちづくりの担い手を発掘することは、住民自治の確立のために必要であると考えられます。新しいまちづくりの担い手として、団塊の世代はもちろん、学生や子育て中など、まちづくりに関わりの薄かった若者世代や、共に暮らす外国籍住民も想定されます。このような多様な方々にまちづくりを担っていただくためには、それぞれのニーズに合ったものが必要となり、きっかけづくりとなる事業を行います。

また、市民公益活動団体等が自主的な活動を行うためには、自らが活動資金の確保に努める必要があります。市民公益活動団体等の資金調達についての支援を行います。

本市の課題を発見し、解決するためには市民だけではなく、大学や企業といった専門家と連携していくことは欠かせません。草津の未来のまちを考えるために、大学、企業、行政が、市民の方々と話し合い、交流できる環境を提供します。

市民ニーズの多様化・複雑化に伴い、これまでのような高齢者・障害者・子どもといった対象者ごとにサービスを提供するのは困難となってきています。地域の住民が支えあいながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを通じて、多様な主体が協働し、安心して暮らすことのできる「地域共生社会」を実現します。

なお、各主体（市民、まちづくり協議会、基礎的コミュニティ、市民公益活動団体、教育機関、中間支援組織）に期待される取組については、それぞれの特色を生かし実施されていますが、それらの取組は継続的に実施することにより、成果が出るものと考えられます。そのため、今回の中間見直しについては、策定時に示した事業の進捗を報告するものとし、市の具体的施策について、年次計画に変更が生じたものや事業概要に修正が必要なものに関しては、現状との整合性を図り、所要の修正を行います。

第3章 協働推進のための施策展開

1. 施策体系

第2章の現状と課題を踏まえ、協働によるまちづくりを具体的に進めていくための施策をまとめました。

草津市協働のまちづくり条例に掲げる各主体の役割に基づき、「市民」「まちづくり協議会」「基礎的コミュニティ」「市民公益活動団体」「教育機関」「中間支援組織」においては期待される取組、「市」については具体的な施策を示し、互いに力を合わせて協働によるまちづくりを推進します。

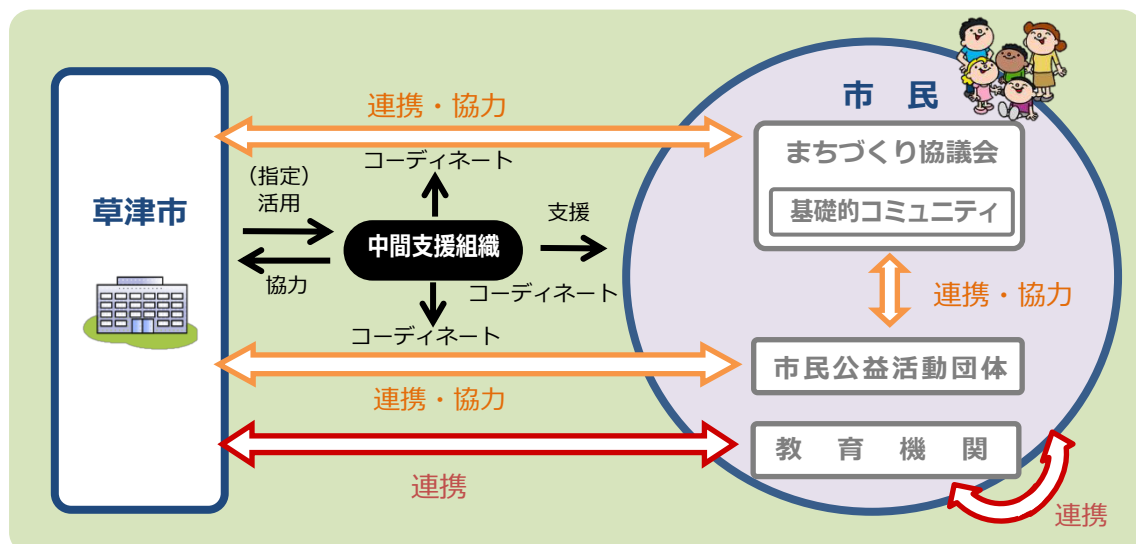
目指す姿

みんなで作る協働のまち草津

～ 多様な主体が草津の力に ～

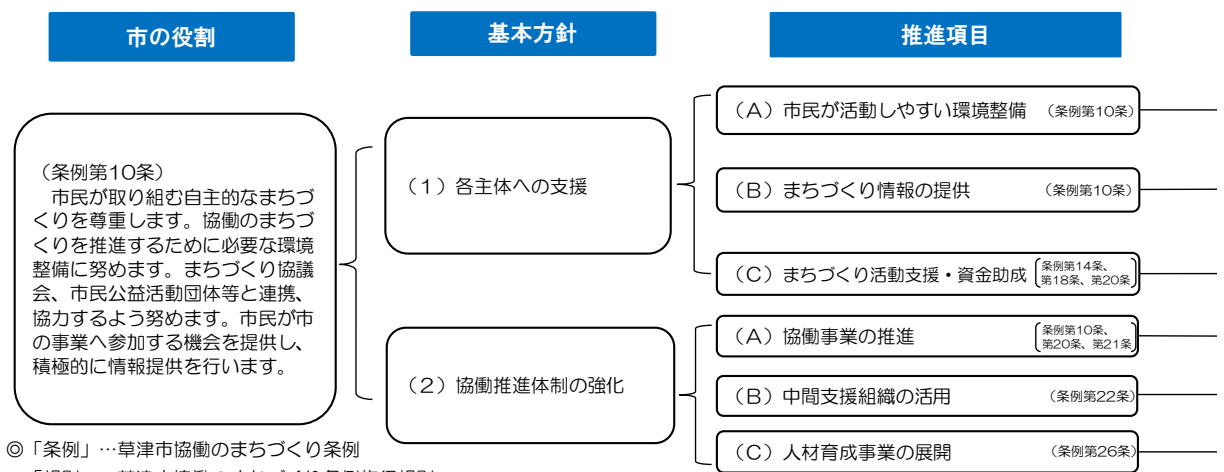
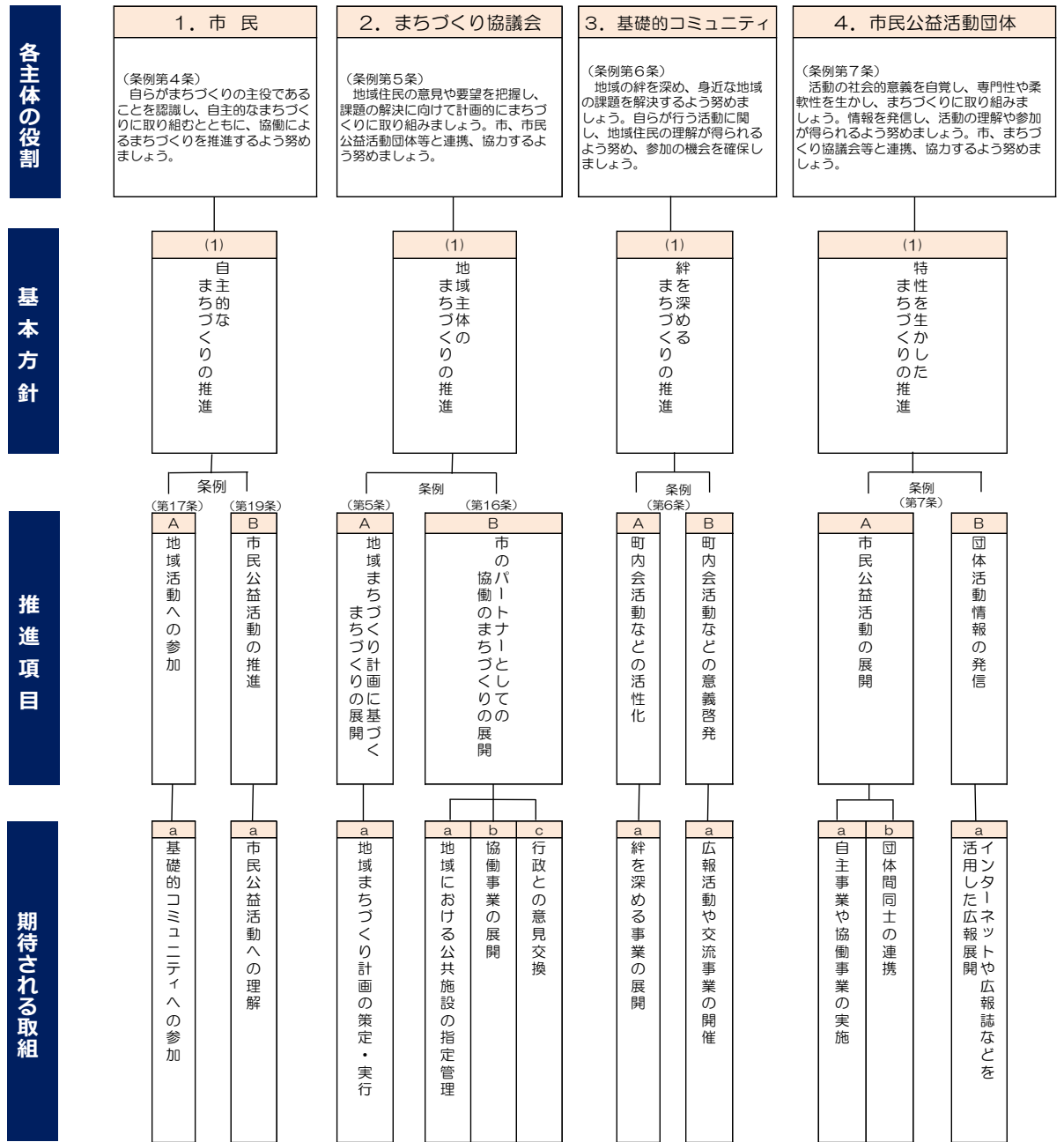
市の最上位計画である「第5次草津市総合計画」を多様なまちづくりの主体と協働で進めるため、各主体の役割を明確にし、それぞれがまちづくりを行い、自分たちの力だけでは課題を解決できないものについては連携・協力し、住み良いまちを目指します。また、地域課題を他人事とせず、地域住民が支えあい、多様な主体が協働し、安心して暮らすことのできる「地域共生社会」を目指します。

▼協働によるまちづくりに取り組むイメージ図



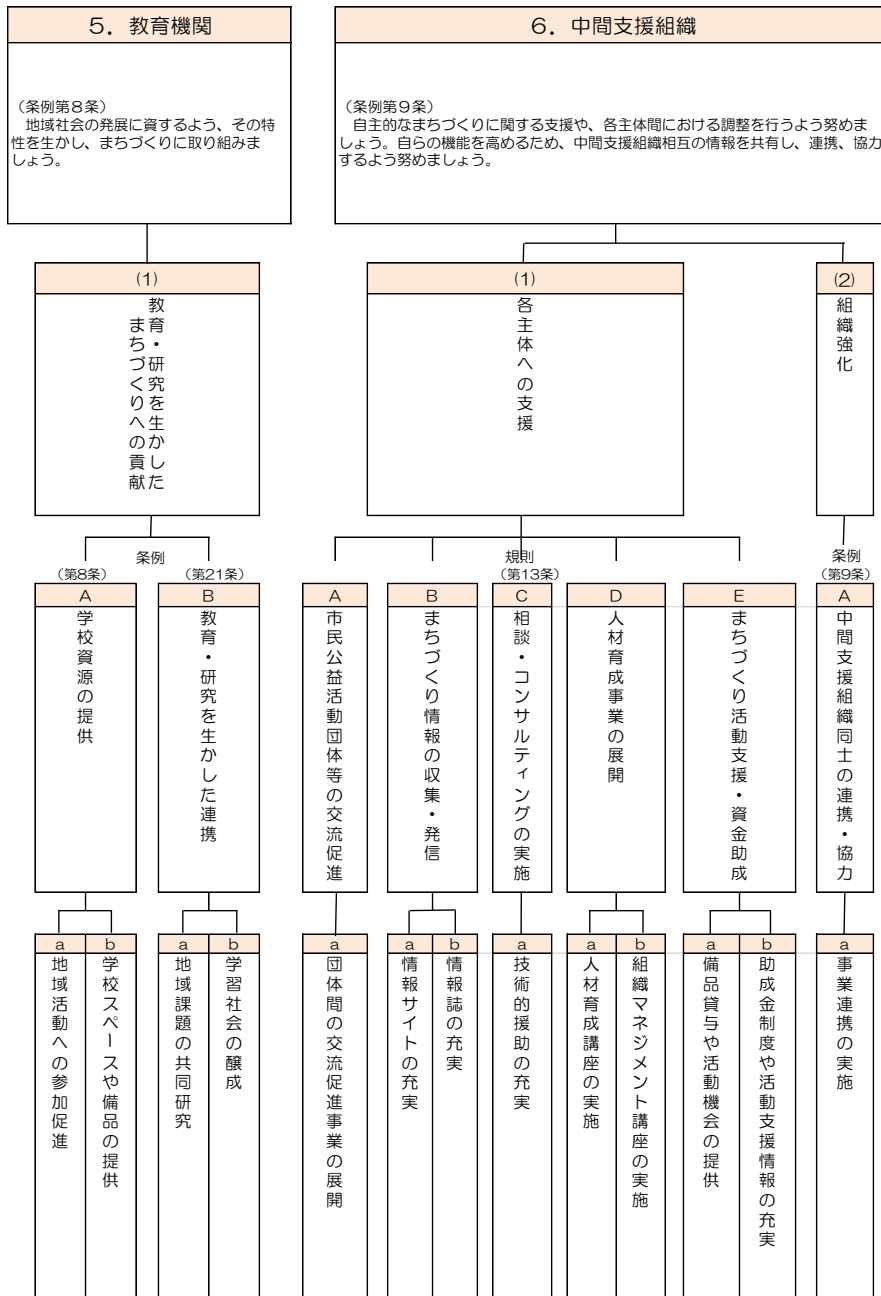
◎各主体の役割や期待される取組については、P17、P18の施策体系図で示しています。さらに、各主体の期待される取組や事業例、市の具体的な施策についてはP19からP32に詳しく記載しています。

みんなでつくる 協働のまち草津



◎「条例」…草津市協働のまちづくり条例
 「規則」…草津市協働のまちづくり条例施行規則

～ 多様な主体が 草津の力に ～



具体的施策

- 【a】 市民活動拠点の充実
- 【b】 市民センター（公民館）のコミュニティ施設への転換
- 【a】 情報サイトの充実
- 【b】 情報誌の充実
- 【a】 財政的援助
- 【b】 技術的援助
- 【a】 協働事業の実施
- 【a】 市民公益活動・地域活動の推進
- 【a】 職員研修の実施

多様な主体が連携・協力しながら
まちづくりに取り組みます。

2. 期待される取組

1. 市民

基本方針(1) 自主的なまちづくりの推進



【推進項目 A 地域活動への参加】

期待される取組	a 基礎的コミュニティへの参加
	地域住民一人ひとりが、町内会をはじめとする基礎的コミュニティの活動の意義や役割を再認識し、地域活動に自主的に参加することや協力することが期待されます。
事業例	・町内会等の基礎的コミュニティへの加入 ・行事等への参加 など

【推進項目 B 市民公益活動の推進】

期待される取組	a 市民公益活動への理解
	市民公益活動が推進されるよう、市民公益活動団体の果たす社会的役割および意義を理解し、その活動を応援することが期待されます。
事業例	・各種イベント等への参加 ・市民公益活動への参加 など



市の具体的施策

- ① 市民が活動しやすい環境整備
 - ・市民活動拠点の充実
 - ・市民センター（公民館）のコミュニティ施設への転換
- ② まちづくり情報の提供
 - ・情報サイトの充実
 - ・情報誌の充実

2. まちづくり協議会

基本方針(1) 地域主体のまちづくりの推進



【推進項目 A 地域まちづくり計画に基づくまちづくりの展開】

期待される取組	a 地域まちづくり計画の策定・実行
	自分たちの地域の目指すべき将来像や現状の課題、課題の解決のための取組を示した「地域まちづくり計画」を策定し、その計画に沿って、地域住民が一丸となって、地域課題の解決に向けた取組や地域の特色を生かした取組を実行することが期待されます。また、より効果的・効率的に取組を実行できるよう、他の主体と連携・協力することも期待されます。
事業例	・地域まちづくり計画の策定 ・地域まちづくり計画による事業の展開 など

【推進項目 B 市のパートナーとしての協働のまちづくりの展開】

	a 地域における公共施設の指定管理
期待される取組	まちづくり協議会が自分たちで考え、活動し、住民ニーズに合った取組を進めるために公共施設（市民センター・公民館）を地域のまちづくりの拠点として、指定管理者制度*により管理、運営することが期待されます。
事業例	・指定管理者制度による地域まちづくりセンターの管理、運営 など
	b 協働事業の展開
期待される取組	地域の実情に沿った対応ができるよう、市と共に協働した方が効果の高い事業についての取組を進めていくことが期待されます。
事業例	・防災訓練の計画や実施 ・防犯マップの作成 ・健康づくり教室の実施 ・介護予防事業の実施 など
	c 行政との意見交換
期待される取組	地域の課題解決に向けた取組や地域まちづくり計画に基づいた取組等について、行政と意見交換を行うことが期待されます。
事業例	・市長とまちづくりトーク など



市の具体的施策

- ① 市民が活動しやすい環境整備
 - ・市民活動拠点の充実 ・市民センター（公民館）のコミュニティ施設への転換
- ② まちづくり情報の提供
 - ・情報サイトの充実 ・情報誌の充実
- ③ まちづくり活動の支援、資金助成
 - ・財政的援助 ・技術的援助
- ④ 協働事業の推進
 - ・協働事業の実施
- ⑤ 中間支援組織の活用
 - ・市民公益活動、地域活動の推進

3. 基礎的コミュニティ

基本方針(1) 絆を深めるまちづくりの推進

【推進項目 A 町内会活動などの活性化】



期待される 取組	a 絆を深める事業の展開
	地域のつながりが希薄になりつつあるなかで、町内会の活動や役割を理解してもらい、地域の方々が積極的に町内会活動に参加いただける取組を進めることが期待されます。また、幅広い世代の方が気軽に町内会活動に参加しやすい環境を作ることにも期待されます。
事業例	<ul style="list-style-type: none"> ・地域での環境美化活動の実施 ・誰もが参加しやすい行事の実施 ・地域住民相互のふれあいを深める催しの実施 など

【推進項目 B 町内会活動などの意義啓発】

期待される 取組	a 広報活動や交流事業の開催
	町内会がどのような活動を行っているのか、町内会の必要性などを広く理解してもらうための取組を進め、地域の方とのつながりを深めるための交流事業を進めていくことが期待されます。
事業例	<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌等の作成 ・啓発活動 ・地域住民相互のふれあいを深める催しの実施 など



市の具体的施策

- ① 市民が活動しやすい環境整備
 - ・市民活動拠点の充実
 - ・市民センター（公民館）のコミュニティ施設への転換
- ② まちづくり情報の提供
 - ・情報サイトの充実
 - ・情報誌の充実
- ③ まちづくり活動の支援、資金助成
 - ・財政的援助
 - ・技術的援助
- ④ 中間支援組織の活用
 - ・市民公益活動、地域活動の推進

4. 市民公益活動団体

基本方針(1) 特性を生かしたまちづくりの推進

【推進項目 A 市民公益活動の展開】



期待される 取組	a 自主事業や協働事業の実施
	自らの活動が果たす社会的意義を自覚し、専門性、柔軟性、先駆性、創造性等の特性を生かし、市やまちづくり協議会等と連携・協力しながらまちづくりに貢献することが期待されます。
事業例	・助成金や市民まちづくり提案事業*等を活用した事業の展開 など
期待される 取組	b 団体間同士の連携
	市民公益活動団体同士のネットワークを構築するため、市民公益活動を行う団体間の自主的な連携、連絡の場の運営を行うことが期待されます。
事業例	・市民公益活動団体連絡協議会の運営 など

【推進項目 B 団体活動情報の発信】

期待される 取組	a インターネットや広報誌などを活用した広報展開
	市民に情報提供を分かりやすく行い、活動意欲の醸成を図るとともに、自らの活動情報を広く公開し透明性を確保することが期待されます。
事業例	・ホームページやSNS*を活用した情報発信 など



市の具体的施策

- ① 市民が活動しやすい環境整備
 - ・市民活動拠点の充実
 - ・市民センター（公民館）のコミュニティ施設への転換
- ② まちづくり情報の提供
 - ・情報サイトの充実
 - ・情報誌の充実
- ③ まちづくり活動の支援、資金助成
 - ・財政的援助
 - ・技術的援助
- ④ 協働事業の推進
 - ・協働事業の実施
- ⑤ 中間支援組織の活用
 - ・市民公益活動、地域活動の推進

5. 教育機関

基本方針(1) 教育・研究を生かしたまちづくりへの貢献



【推進項目 A 学校資源の提供】

期待される取組	<p>a 地域活動への参加促進</p> <p>児童、生徒、学生の地域社会に対する関心を深め、まちづくりへの積極的な参加を促すことが期待されます。</p>
事業例	<p>・学生等への情報提供 ・地域と連携した事業実施 など</p>
期待される取組	<p>b 学校スペースや備品の提供</p> <p>まちづくりの推進のため、学校スペースや備品等の貸し出し等が期待されます。</p>
事業例	<p>・学校スペースの開放 ・学校備品の貸し出し など</p>

【推進項目 B 教育・研究を生かした連携】

期待される取組	<p>a 地域課題の共同研究</p> <p>地域の課題に対して、他の主体と共同で研究を行うことが期待されます。</p>
事業例	<p>・地域課題の研究 ・審議会等への参画 など</p>
期待される取組	<p>b 学習社会の醸成</p> <p>地域等との連携による学習機会の提供により、子どもと大人が共に育ちあう、より良い学習社会の醸成が期待されます。</p>
事業例	<p>・地域協働合校推進事業の実施 ・コミュニティ・スクールの実施 ・地域向け講座の実施 など</p>



市の具体的施策

- ① 協働事業の推進
 - ・協働事業の実施

6. 中間支援組織

基本方針(1) 各主体への支援

【推進項目 A 市民公益活動団体等の交流促進】



	a 団体間の交流促進事業の展開
期待される取組	市民公益活動団体同士の交流や市民の理解を促すために、活動紹介を行うなど、市民公益活動の裾野を広げていくことが期待されます。また、地域で活動されている団体同士の交流を促進することも期待されます。
事業例	<ul style="list-style-type: none"> ・パワフル交流・市民の日*の実施 ・まちづくり協議会交流会*の支援 ・地域サロン交流会*の実施 ・福祉を考える市民のつどい*の実施 ・ボランティアフェスティバル*の実施 など

【推進項目 B まちづくり情報の収集・発信】

	a 情報サイトの充実
期待される取組	市内の様々なまちづくり活動や実務に役立つ情報など収集し、ホームページ等にて広く市民へ発信することが期待されます。また、情報分野において各団体へのサポートを行うことも期待されます。
事業例	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ポータルサイト「くさつ情報ネット」*の運営 ・まちづくり協議会ホームページのサポート ・まちの情報局*の設置 ・ICT 活用法の研究* ・まちづくりデジタル年表の作成 ・市社協ホームページの運営 など
	b 情報誌の充実
期待される取組	市民がまちづくり活動に関心を持つきっかけづくりとするため、市内のまちづくり活動や地域での取組を発信する情報誌を発行し、広く市民に発信しながら、市内におけるまちづくりに対する理解を促すことが期待されます。
事業例	<ul style="list-style-type: none"> ・「コミュニティくさつ」*の発行 ・「社協くさつ」*の発行 ・ボランティア情報紙「よみ～な」*の発行 など

【推進項目 C 相談・コンサルティングの実施】

	a 技術的援助の充実
期待される取組	市民公益活動や地域活動を進めていく中での実務的な課題に対し、相談窓口を設置するなど技術的なサポートを行うことが期待されます。
事業例	<ul style="list-style-type: none"> ・協働コーディネーター*の配置 ・地域サロン活動支援員*の配置 ・プロボノ制度*の実施 ・地域福祉活動推進支援強化事業 など

【推進項目D 人材育成事業の展開】

	a 人材育成講座の実施
期待される取組	まちづくり協議会や基礎的コミュニティ、市民公益活動団体などを対象とした人材育成講座を実施し、組織を担う人材育成事業に取り組むことが期待されます。
事業例	<ul style="list-style-type: none"> ・人と街の未来をつくるカレッジ※の実施 ・ボランティア講座の実施 ・福祉活動推進員育成講座※の実施 ・実務講座※の実施 ・地域福祉活動推進支援強化事業 など
	b 組織マネジメント講座の実施
期待される取組	まちづくり協議会や基礎的コミュニティ、市民公益活動団体における実務や資金調達などの専門分野における学習機会を提供しながら、組織の運営力を高めるサポートを行うことが期待されます。
事業例	<ul style="list-style-type: none"> ・人と街の未来をつくるカレッジ※の実施 ・コミュニティビジネス講座の実施 など

【推進項目E まちづくり活動支援・資金助成】

	a 備品貸与や活動機会の提供
期待される取組	イベントや催しなどに必要となる各種備品や設備などを貸し出し、活動機会を創出する支援を行うことが期待されます。
事業例	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり機器※貸出事業 ・地域サロン備品貸出事業 ・福祉車両貸出事業 ・地域支え合い運送支援事業※ ・「レンタルねっと☆くさつ」※の運営 など
	b 助成金制度や活動支援情報の充実
期待される取組	市民公益活動団体の立ち上げや事業支援として、助成金などによる資金面でのサポートを行うことが期待されます。また、市内の市民活動情報や実務支援情報を提供し、活動のサポートを行うことも期待されます。
事業例	<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動助成金制度の実施（ひとまちキラリ助成） ・市民活動ハンドブック※の作成 ・コミュニティ AWARD※の実施 ・市民活動情報誌「つながりのめ」の発行 ・まちづくり協議会情報ネットワークの構築 ・地域まちづくりセンター支援業務 ・まちづくり協議会向けハンドブックの作成 ・協働事業報告会の実施 ・各種福祉団体への事業助成 ・地域福祉活動への助成 ・地域サロン活動※の支援 ・ボランティアグループ、地域サロン活動リストの発行 など

基本方針(2) 組織強化

【推進項目A 中間支援組織同士の連携・協力】

	a 事業連携の実施
期待される取組	中間支援組織同士で学習会などを行い、相互理解や中間支援力を高めていくことが期待されます。また、類似する事業については合同で行うなど、事業を効果的に実施することが期待されます。
事業例	<ul style="list-style-type: none">・ 中間支援組織連携事業の実施・ ボランティア、市民活動コーディネータ力の強化・ 市民ふれあい秋まつりの実施・ 「レンタルねっと☆くさつ」※の運営 など



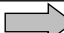
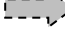
市の具体的施策

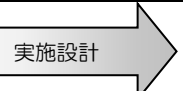

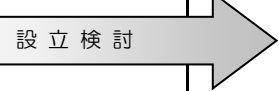

- ① 市民が活動しやすい環境整備
 - ・ 市民活動拠点の充実
 - ・ 市民センター（公民館）のコミュニティ施設への転換
- ② まちづくり情報の提供
 - ・ 情報サイトの充実
 - ・ 情報誌の充実
- ③ まちづくり活動の支援、資金助成
 - ・ 財政的援助
 - ・ 技術的援助
- ④ 協働事業の推進
 - ・ 協働事業の実施
- ⑤ 中間支援組織の活用
 - ・ 市民公益活動、地域活動の推進

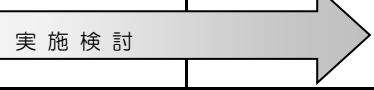
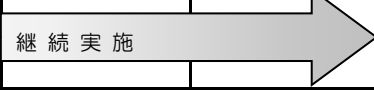
3. 市の具体的施策

基本方針(1) 各主体への支援

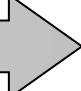

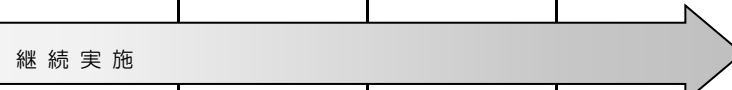
【推進項目 A 市民が活動しやすい環境整備】



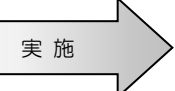
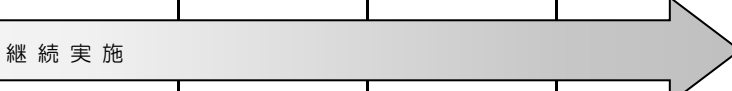
※  平成 29 年度時点で実施しており、平成 30 年度以降も実施を予定している事業
 ※  新規事業や事業実施が確定されていない事業


具体的 施策	a 市民活動拠点の充実				
	草津市中心市街地活性化基本計画※に基づき、コミュニティ活動の拠点となる（仮称）市民総合交流センター※の整備を計画的に推進します。なお、整備手法の見直しにより、年次計画を変更しています。 また、産学公民が連携し、草津の未来のまちづくりについて、気軽に立ち寄り話し合う場となる、アーバンデザインセンターびわこ・くさつ※を設立・運営します。				
事業名	①(仮称)市民総合交流センター整備事業			担当課	都市再生課
年次計画	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
					
事業名	②アーバンデザインセンターびわこ・くさつ設立・運営			担当課	草津未来研究所
年次計画	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
					

具体的 施策	b 市民センター（公民館）のコミュニティ施設への転換				
	多様化する市民ニーズに対応し、地域主体のまちづくりを進めるため、市民センター（公民館）について指定管理者制度※を導入します。導入にあたっては、地域まちづくりセンターとして位置づけ、まちづくり協議会で管理運営できるよう進めていきます。				
事業名	①地域まちづくりセンターの指定管理			担当課	まちづくり協働課
年次計画	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
					

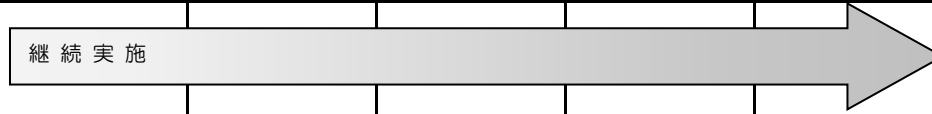
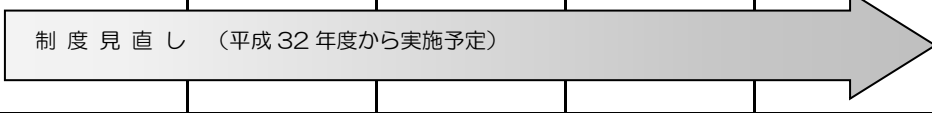

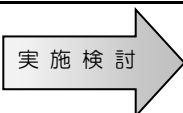
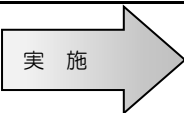
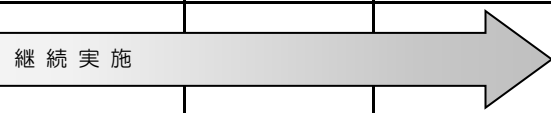

【推進項目 B まちづくり情報の提供】

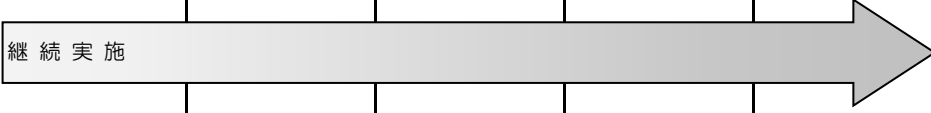

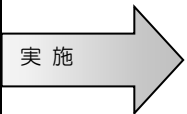

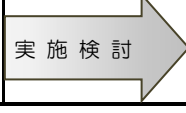
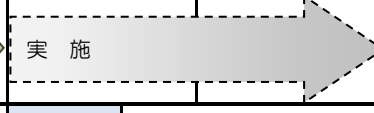


具体的 施策	a 情報サイトの充実				
	市ホームページやSNS*を活用し、各主体の活動情報や支援情報など、積極的に情報提供を行います。				
事業名	①市ホームページ等を活用した情報提供			担当課	まちづくり協働課
年次計画	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	継続実施 				
事業名	②市民活動レポート事業*			担当課	まちづくり協働課
年次計画	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	実施 	継続実施 			

具体的 施策	b 情報誌の充実				
	情報紙の作成や広報くさつ等を活用し、各主体の活動情報や支援情報など、積極的に情報発信を行います。また、町内会やNPO向けに各種支援情報を掲載した資料集を発行し、市民自らが行うまちづくり活動を応援します。				
事業名	①市民活動団体情報紙の発行			担当課	まちづくり協働課
年次計画	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	継続実施 				
事業名	②まちづくり資料集の発行(町内会向け)			担当課	まちづくり協働課
年次計画	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	継続実施 				
事業名	③市民活動資料集の発行			担当課	まちづくり協働課
年次計画	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	実施 	継続実施 			

事業名	④協働事業事例集の発行			担当課	まちづくり協働課
年次計画	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	継続実施 				

【推進項目 C まちづくり活動支援・資金助成】

具体的 施策	a 財政的援助				
	まちづくり協議会、基礎的コミュニティおよび市民公益活動団体が安定した活動ができるよう財政的な支援を行います。また、中間支援組織が安定した運営を図れるよう支援を行います。				
事業名	①まちづくり協議会への交付金※事業			担当課	まちづくり協働課
年次計画	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	継続実施 				
	制度見直し（平成 32 年度から実施予定） 				
事業名	②基礎的コミュニティへの補助金※事業			担当課	まちづくり協働課
年次計画	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	継続実施 				
事業名	③市民活動保険助成制度			担当課	まちづくり協働課
年次計画	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	実施検討 	実施 	継続実施 		
事業名	④中間支援組織への補助金※事業			担当課	まちづくり協働課 健康福祉政策課 長寿いきがい課
年次計画	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	継続実施 				

具体的 施策	b 技術的援助				
	まちづくり協議会や基礎的コミュニティの安定した運営のため、技術的な支援を行います。また、市とまちづくり協議会との連携や情報共有が図れるよう仕組みづくりに努めます。なお、市民公益活動団体等の資金調達のため、クラウドファンディング活用サポート事業を、まちづくりの新たな担い手のきっかけ作りのため、地域ポイント制度を、また、各まちづくり協議会と市が協働して健康づくりに取り組む仕組みづくりを進めるため、各まちづくり協議会の健幸 [※] 宣言実現に向けた取組の推進を新規事業として追加します。				
事業名	①まちづくり協議会との協働推進体制の整備			担当課	まちづくり協働課 各課
年次計画	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	継続実施 				
事業名	②基礎的コミュニティ 設立支援・加入啓発事業			担当課	まちづくり協働課
年次計画	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	継続実施 				
事業名	③クラウドファンディング活用サポート事業			担当課	まちづくり協働課
年次計画	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
		実施 	継続実施 		
事業名	④地域ポイント制度			担当課	まちづくり協働課
年次計画	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
			実施検討 	実施 	
事業名	⑤各まちづくり協議会の健幸宣言実現に向けた取組の推進			担当課	地域保健課 保険年金課 まちづくり協働課
年次計画	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
			実施 	継続実施 	


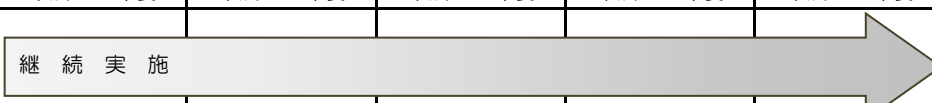


基本方針(2) 協働推進体制の強化

【推進項目A 協働事業の推進】

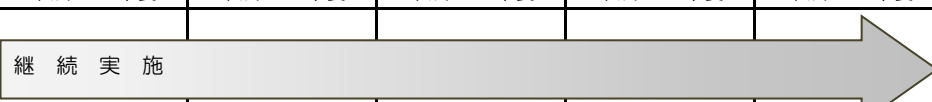

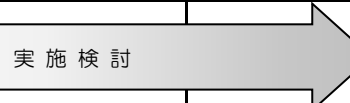


具体的 施策	a 協働事業の実施				
	協働で取り組むことができる可能性のある施策や事業について検証し、協働による事業実施を推進します。市民まちづくり提案事業については、制度見直しに時間を要したため、実施年度を変更しています。				
事業名	①市民まちづくり提案事業*			担当課	まちづくり協働課
年次計画	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	継続実施				
	制度見直し			実施	
事業名	②協働事業の実施			担当課	各課
年次計画	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	継続実施				
事業名	③協働契約ハンドブックの作成			担当課	まちづくり協働課
年次計画	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	継続実施				

【推進項目B 中間支援組織の活用】

具体的 施策	a 市民公益活動・地域活動の推進				
	協働事業の促進、市民公益活動およびまちづくり協議会活動の健全な運営にあたり、中間支援組織の活用を図ります。				
事業名	①活動団体のネットワーク促進の連携 (パワフル交流・市民の日*、ボランティアフェスティバル*の実施等)			担当課	まちづくり協働課 健康福祉政策課
年次計画	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	継続実施				

事業名	②情報発信の連携 (コミュニティくさつ※、社協くさつ※等の配布)			担当課	まちづくり協働課 健康福祉政策課
年次計画	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	継続実施 				
事業名	③技術的支援における連携 (協働コーディネーター※、相談機能の活用)			担当課	まちづくり協働課 健康福祉政策課
年次計画	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	継続実施 				
事業名	④人材育成事業の活用 (人材育成講座の活用)			担当課	まちづくり協働課 健康福祉政策課
年次計画	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	継続実施 				
事業名	⑤活動支援や資金の助成における連携 (備品貸与や助成金事業の連携)			担当課	まちづくり協働課 健康福祉政策課
年次計画	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	継続実施 				

【推進項目C 人材育成事業の展開】

具体的 施策	a 職員研修の実施 協働について正しく理解することで、各担当業務に生かしていけるよう、職員を対象とした研修会を開催します。なお、NPO派遣研修については、多様な主体との協働による研修がより効果的であるため、事業名を変更しています。				
	事業名	①職員対象協働研修			担当課
年次計画	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	継続実施 				
事業名	②多様な主体との協働研修			担当課	まちづくり協働課
年次計画	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	NPO 派遣研修 	実施検討 		実施 	継続実施 

第4章 計画の推進にあたって

1. 計画の推進体制の整備

協働のまちづくりを実現するためには、推進計画をより実効性の高いものにすることが必要です。そこで、本市では市民と行政との協働のまちづくりを全庁的に推進するために、平成22年度から市長を本部長とし、各部署の長をメンバーとする「草津市協働のまちづくり推進本部会議」を設置しています。本部会議において、庁内の連携・調整を図るとともに、推進本部会議の下に総括副部長会議メンバー等で構成する幹事会を設置し、協働のまちづくりを推進するための施策・システムなどを検討します。

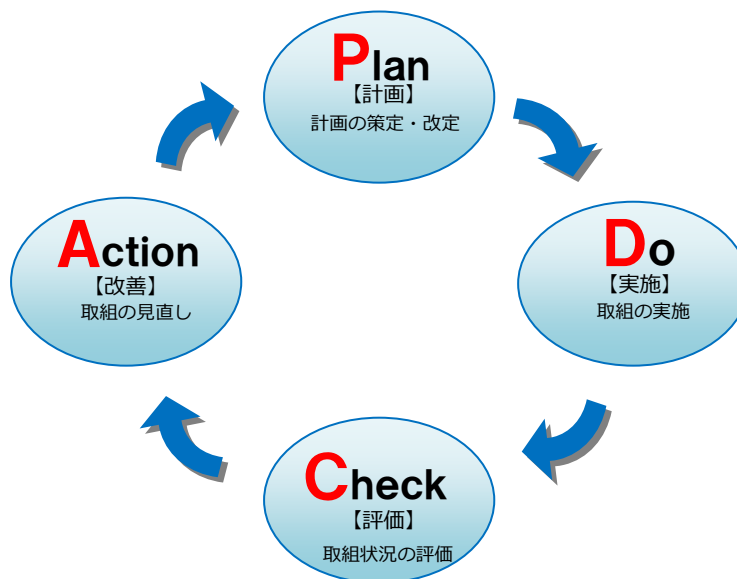
2. 計画の進捗管理

本計画に示す施策を確実に実行していくためには、計画の中で示されたスケジュールと実際の進行状況を定期的に点検し、適宜、スケジュール変更や作業手順の見直しなど、必要な措置を講じていくことが必要です。

このため、本計画では「Plan（計画）」、「Do（実施）」、「Check（評価）」、「Action（改善）」の一連の流れに沿ったPDCAサイクルにより、効果的な進捗管理を行っていきます。

また、「Check（点検）」については、毎年度自己評価を行い、学識経験者、関係団体の代表者、公募市民から構成される「草津市協働のまちづくり・市民参加推進評価委員会」の意見を聴き、必要に応じて次年度の事業に反映していきます。

▼PDCA サイクル イメージ図



資 料 編

1. 草津市協働のまちづくり・市民参加推進評価委員会委員

(※各号五十音順・敬称略・◎:委員長・○:副委員長)

NO.	分類	氏名	所属
1	学識経験	○北井 香	滋賀県立大学地域共生センター 研究員
2		重原 文江	くさつ☆パールプロジェクト代表
3		◎中川 幾郎	帝塚山大学 名誉教授
4	地縁団体	宇野 吉明	矢倉学区未来のまち協議会 副会長
5		花澤 仁左工門	志津南学区まちづくり協議会 会長
6	市民公益 活動団体	岡本 庄司	ケア体操「あおばな」 (ボランティア連絡協議会会長)
7		宮下 千代美	特定非営利活動法人ディフェンス 常勤理事 (まちづくりセンター運営協議会代表)
8	教育機関	井上 拓也	立命館大学総務部BKC地域連携課 課長
9	公募	阿万 久美	公募市民
10		古田 真吾	公募市民

※委嘱期間：平成28年7月1日～平成30年3月31日

2. 草津市協働のまちづくり推進計画中間見直しの経過

項目	日時・場所	内容等
第1回	平成29年6月27日(火) 10:00～ 市役所4階行政委員会室	協働のまちづくり推進計画の進捗 および達成度の評価
第2回	平成29年8月28日(月) 10:00～ 市役所4階行政委員会室	推進計画中間見直し(素案)にか かる審議
第3回	平成29年11月6日(月) 10:00～ 市役所4階行政委員会室	・推進計画中間見直し(案)にか かる審議 ・パブリックコメント実施について
第4回	平成30年3月6日(火) 10:00～ 市役所4階行政委員会室	・パブリックコメント結果について ・推進計画中間見直し最終案について

3. 用語解説

【あ行】

- アーバンデザインセンターびわこ・くさつ

草津の未来のまちのデザインを考えるために、大学や企業、行政の人々が、草津市民と気軽に自由に話し合い、交流する場所

- ICT活用法

Information and Communication Technology（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）の略で、一般的には情報通信技術という意味

- SNS

social networking service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略で、インターネット上の交流を構築するサービス

【か行】

- 協働コーディネーター

協働における課題を解決するために必要な助言等を行う専門家

- 草津市中心市街地活性化基本計画

平成25年12月から平成31年3月までの期間で、中心市街地を、市民の暮らしを支え続ける、市民の「生活拠点」として再生するための市の計画

- 健幸

誰もが生きがいをもち健やかで幸せに暮らせること

- 交付金

国または地方公共団体などが、特定の目的をもって交付する金銭的な支援

- コミュニティAWARD

地域コミュニティの活動を促進するため地道に活動を続けてきた市民の公益活動に対する表彰制度

- コミュニティくさつ

市民がつくるまちの情報誌として、草津市のコミュニティの現状や課題、市民公益活動の紹介を行う情報誌

- コミュニティ・スクール

「地域とともにある学校」を目指し、学校・保護者・地域住民の組織的・継続的な連携と協働体制を確立し、学校運営の充実を図るための制度

- コミュニティビジネス講座

地域課題の解決を図るため、地域の資源および人材を生かしながら、有償でサービスを提供することにより継続される取組について学ぶ講座

【さ行】

●実務講座

市民公益活動団体を対象とした、人材育成・管理業務マネジメント等に関する連続講座

●指定管理者制度

地方公共団体が指定する法人やその他の団体（民間事業者を含む。）に、公の施設の管理を行わせる制度

●市民活動ハンドブック

会計・規約・広報活動・資金調達・有益なサービスなど市民公益活動における実務に役立つ情報や市内市民公益活動団体の動向調査の結果をまとめたハンドブック

●市民活動レポート事業

市民活動団体を取材し、市ホームページで活動内容等を紹介する事業

●（仮称）市民総合交流センター

草津駅周辺の公共施設の機能集積と多くの市民の交流の場として草津駅東地区にできる新たな施設

●市民まちづくり提案事業

まちづくり活動、子育て、環境等の地域の課題について、NPO等の市民公益活動団体から協働事業の企画提案を募集し、関係する市の所管課と協働で取り組む事業

●社協くさつ

ボランティア活動、住民の福祉活動等を掲載した（社福）草津市社会福祉協議会が発行する情報誌

【た行】

●第5次草津市総合計画

草津市が平成22年度から平成32年度の11年間で、市民の皆様とともにまちづくりに取り組む指針となるものを示した計画

●地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

●地域支え合い運送支援事業

住民ボランティアによる通院や買物など外出が困難な高齢者等のための運送支援事業

●地域サロン活動

ふれあいを通じた孤立感の解消、高齢者の閉じこもり防止、介護予防などを目的として町内会で実施される活動

- 地域サロン活動支援員

地域サロン活動を通して高齢者の見守り活動を推進し、支えあいの関係づくりを推進する支援員

- 地域サロン交流会

地域サロングループ同士のつながりをつくるための交流会

- 地域ポータルサイト「くさつ情報ネット」

市内のまちづくり活動について、ホームページの閲覧者が最初にアクセスする入り口の役割をもつサイト（ポータルサイト）

【は行】

- パワフル交流・市民の日

市民活動団体と市民が交流することで、市民のまちづくりへの参加を促し、活気溢れるまちづくりを推進するためのイベント

- 人と街の未来をつくるカレッジ

地域における課題や資源の発見、要因の探求、解決の手法をワークショップやまち歩き等を通じて学ぶ人材育成講座

- 福祉活動推進員育成講座

地域福祉活動の住民リーダーや担い手の育成講座

- 福祉を考える市民のつどい

福祉活動やボランティア活動を体験し学習することで、福祉について考えるきっかけをつくるイベント

- プロボノ制度

まちづくり協議会に対する事業企画や広報・マーケティングなどの専門家や実務経験者等の派遣制度

- 補助金

国または地方公共団体などが、公益性があると認めた特定の事務や事業に対し交付する金銭的な支援

- ボランティア情報紙「よみ～な」

ボランティア活動の広報啓発のための情報誌

- ボランティアフェスティバル

ボランティア活動に参加するきっかけづくりや活動者同士のつながりをつくることを目的としたイベント

【ま行】

- まちづくり機器

市民活動団体などがコミュニティの醸成を目的に実施するイベントなどで必要となる各種機器

- まちづくり協議会交流会

各まちづくり協議会が抱える共通的な課題の解決に向けての学習会や協議会同士の情報交換の場としての交流会

- まちの情報局

市内における多様なまちづくり情報や図書、市民活動団体の情報等を集約整理したスペース

【ら行】

- レンタルねっと☆くさつ

(公財)草津市コミュニティ事業団と(社福)草津市社会福祉協議会で運営する、市内における備品の貸出情報を集約したサイト



草津市協働のまちづくり推進計画

発行年月日／平成27年3月

〒525-8588

滋賀県草津市草津三丁目 13 番 30 号

草津市まちづくり協働部まちづくり協働課

TEL:077-561-2337 FAX: 077-561-2482

E-mail: machi@city.kusatsu.lg.jp
